

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年（2023 年）4 月 3 日付け〇〇第 44 号で行った個人情報開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和 5 年 3 月 23 日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成 13 年山口県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、「〇〇年〇月か〇〇年〇月に私が〇〇警察署に〇〇県〇〇市立中学校の教員に対する窃盗及び業務上横領告発事件について告発から結論に至るまでの一切の記録のうち本部が保有するもの。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、令和 5 年 4 月 3 日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 4 月 7 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第 5 審査会の判断

実施機関は、県警本部において本件対象の個人情報を保管していないことを理由として個人情報開示請求を却下しているが、弁明書において「〇〇署から〇〇課に対す

る報告はなされており、申出の内容や「不受理」とする方針については〇〇課として了解している。」と記載しており、〇〇課で本件対象の個人情報を保有しているのではないかと思料されたため、審査会から実施機関に説明を求めたところ、以下のとおりであった。

【回答】

本件告発は、〇〇警察署が申出を受けた後に要内偵事件管理票を作成して要内偵事件として登録した上で捜査を行い、捜査の結果、告発を不受理とする判断をしている。

告発の罪名が業務上横領等であったことから、同署が告発の申出を受けた後、同署から〇〇課に対して申出内容や処理方針の報告がなされている。

当該報告は電話による口頭報告のほか、同署が作成した捜査報告書についてデータを電子メールで受信し、内容を確認しているが、同署が捜査を行ったものであり、〇〇課において文書として保管する必要があることから、同署が不受理とする方針を確認した後に廃棄している。

そのため、〇〇課において保有する文書は存在しないもの。

審査請求人は、保有していないとの回答が疑わしいと主張しているが、告発状の写しを含む本件に関する個人情報は、告発相談を受理した〇〇警察署において保管しており、〇〇課において文書として保管する必要があることから、県警本部において保有する文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　５年　７月１３日	実施機関から諮問を受けた。
令和　７年　３月２４日	事案の審議を行った。
令和　７年　７月２４日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年7月24日現在）